

富士吉田市新体育館建設基本構想・基本計画

策定業務仕様書

1 業務目的

本業務は、令和3年度に実施した新体育館建設基本構想に伴う基礎調査を基に、設置される新体育館建設検討委員会（以下「有識者会議」という。）の議論や市民意見等を踏まえ、事業のコンセプトや方向性を取りまとめた、新体育館建設基本構想・基本計画を作成することを目的とする。

2 期間

契約日から令和5年12月22日まで

3 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）基本構想の策定

以下の項目を踏まえて、基本コンセプトや基本整備方針等を定めた基本構想を策定する

- ① 基礎的条件の整理
- ② 上位計画と関連整理
- ③ 参考・先進事例の情報収集
- ④ 関係団体へのヒアリング及び市民ニーズ調査
- ⑤ 規模等の配置イメージの策定

（2）基本計画の策定

以下の項目を踏まえて、基本施設計画等を定めた基本計画を策定する

- ① 必要規模・導入機能の検討
- ② 設備等の検討
- ③ 施設レイアウトの検討
- ④ 耐震性能等構造の検討
- ⑤ 概算事業費の算定と財源の検討
- ⑥ 事業手法の検討
- ⑦ 事業スケジュールの検討
- ⑧ 整備イメージパースの作成

（3）有識者会議の支援

有識者会議（4回程度開催）の開催にあたっては、検討資料の作成、会議運営（議事録作成含む（要約筆記））を支援すること。

（4）市民向け情報発信の支援、パブリックコメントの支援

市民向けの情報発信とパブリックコメントの資料作成等の対応支援

4 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 中間報告書データ（令和4年度分） | 一式 |
| (2) 報告書 | 30部 |
| (3) 報告概要版 | 100部 |
| (4) 電子データ | 一式 |
| (5) 調査過程で作成した資料 | 一式 |

5 秘密の厳守

受注者は、本業務において知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。なお契約終了後も同様とする。

6 その他

- (1) 本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受注者の責任において補填し作業するものとする。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は、本仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (3) その他仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議すること。